

作品募集

みなさまのご応募が
福岡の街並みを変えていきます!



第7回

福岡県

屋外広告景観賞



私達の日常生活や経済活動にとって
大きな役割を果たしている屋外広告物。
ふるさと福岡の街をどこよりも美しくするために、
街並みや自然景観と調和した屋外広告物を表彰します。
多くのご応募をお待ちしています。



写真は過去の入賞作品です。



応募対象

福岡県内において、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されているもの。

《例えば》

- ◆ 建物の屋上を利用した広告板や屋上の広告塔
- ◆ 建物の壁面を利用した広告
- ◆ 建物より突出している看板
- ◆ 広告幕
- ◆ 野立広告板、広告塔

※美しい景観を守るために改善したもの、新しく作られたもの、いずれも応募できます。

※はり紙、はり札など簡易に除去できる物は対象としません。
※屋外広告業の登録をしている事業者が施工したもの、または、自ら設置した広告物に限ります。

応募方法

郵送

応募用紙に必要事項を記入し、写真を添えて、下記応募先に提出して下さい。

インターネット

福岡県のホームページから「電子申請」で検索し、表示される手順に従って応募して下さい。

メール

事務局へ応募作品の内容と写真(200KB以上)をメールで送ってください。
koen@pref.fukuoka.lg.jp

- ◆ 添付する写真(各4枚以内)
郵送の場合は、Lまたは2Lサイズを任意のA4サイズ用紙に貼付。
● 広告物全体を写した近景
● 広告物と周辺の様子が分かる遠景

※複数面に広告がある場合は、それぞれ近景・遠景の写真を添付して下さい。

※近景・遠景の両方を必ず添付して下さい。

募集期間

平成29年8月1日(火)～
9月29日(金)必着

応募資格

自薦、他薦を問いません。どなたでも応募できます。
北九州市、福岡市の都市景観賞に応募または受賞された屋外広告物も応募できます。

選考基準

①法令遵守に関すること

- ◆ 関係法令等に適合しているか。
 - 福岡県屋外広告物条例
 - 各種景観計画、ガイドライン等
 - その他法令(建築基準法、道路法等)

②デザインと景観等に関すること

- ◆ 広告物自体がデザインコンセプトに優れ、表現の完成度が高く好感が持てるか。
 - 意匠、材質、色彩等
- ◆ 地域特性や建物と調和しているか。
 - 地域特性…自然を大切にしたい地域
歴史・文化を大切にしたい地域
賑わいを創出したい地域 等
- ◆ 街並みの連続性等景観上の配慮がなされているか。
- ◆ 周辺の景観形成に寄与するような積極的な姿勢がうかがえるか。
 - 地域の魅力を高め、地域の発展に寄与しているもの等
- ◆ 適切な維持管理がなされているか。

選考・表彰など

- ①選考会 平成29年11月(予定)
- ②表彰 最優秀屋外広告景観賞
..... 1点
優秀屋外広告景観賞
..... 2点程度
屋外広告景観賞
..... 3点程度
- ③表彰式 平成30年5月(予定)
第12回福岡県景観大会で行います。
- ④表彰対象者 広告主・デザイン製作者・施工者
※施工者は屋外広告業の登録をしていること
- ⑤展示 福岡県景観大会の会場に、入賞作品の写真を展示します。

応募先・問合せ

〒812-8577
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部公園街路課
「屋外広告景観賞」事務局
☎092-643-3757

◎その他

受賞作品は、福岡県のホームページ等で、積極的に広報を行います。応募書類は返却しません。
応募写真の使用権は福岡県に帰属します。
ご記入いただいた個人情報、福岡県屋外広告景観賞の目的以外に使用しません。

